

青森県報

第二千二百七十七号

平成十六年
一月十九日
(月曜日)

目次

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……一
右 同……………(同) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファル三戸店
三戸郡三戸町大字六日町四五の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ファル	変 更 前	株式会社ファル	変 更 後	変更 年月日
				平成

岩手県盛岡市北松園四丁目二の二
代表取締役 中野省三

岩手県盛岡市北松園四丁目二の二
代表取締役 三浦紘一

一五・八・四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園四丁目二の一 代表取締役 中野省三	株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園四丁目二の二 代表取締役 三浦紘一	平成 一五・八・四

四 届出年月日

平成十五年十二月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十六年一月十九日から同年五月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年五月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 パル
 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一四九の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社パル
 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一四九の二
 代表取締役社長 飛嶋宏是
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社とびしま
 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜六七五の八
 代表取締役社長 飛嶋宏是 外六者
- 四 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の開設方法及び営業の開始時刻	大規模小売店舗の開設方法及び営業の開始時刻	平成 一六・一・一六
大規模小売店舗の営業時間	午前八時三十分から午後七時十五分まで	・第1駐車場、第2駐車場 午前八時三十分（年間） 午後七時四十分（年間） 午後九時十分	

五 届出年月日	平成十六年一月五日
六 届出書及び添付書類の縦覧	1 場所 青森県商工労働部経営振興課及び鰺ヶ沢町役場 2 期間 平成十六年一月十九日から同年五月十九日まで 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、鰺ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。
七 意見書の提出	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1 提出期限	平成十六年五月十九日
2 提出先	青森県商工労働部経営振興課
3 記載事項	(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由
4 言語	意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川二丁目一七番五号 東興印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭